



70歳代前半の被保険者に係る一部負担金等の 軽減特例措置の見直しが行われました

平成26年度より、70歳から74歳の被保険者に係る窓口負担の見直しが行われました。

法律上では平成20年の改正時点で2割又は3割負担となっておりましたが、高齢者の方々の負担の軽減を図るため、特例措置として1割又は3割負担とされてきました

が、この度、より公平な仕組みとするため5年間かけ特例措置を解除することとなりました。

該当される方の負担割合は、「国民健康保険高齢受給者証」に記載の「一部負担金の割合」をご確認ください。

また、厚生労働省保険局から示されました「見直しの趣旨」・「見直しの内容」及び国民健康保険法の抜粋を記載いたしますので、ご覧ください。

【見直しの趣旨】

70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割となつていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。

平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特

例措置が見直されることとなりました。

見直しに当たっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されることとなりました。

【見直しの内容】

○平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方
(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

・70歳の誕生日の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)の診療から、窓口負担が2割になります。

(例えば、平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月診療分から2割負担になります。)

※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から

2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

○平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方
(誕生日が昭和19年4月1日までの方)

・平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。
(平成26年3月2日)

特定健康診査受診券を発送します

健康管理のため是非ご利用ください

今年度も40歳から75歳未満の方を対象に特定健康診査・特定保健指導を実施します。

対象の方々のご自宅に「特定健康診査」受診のご案内と「受診券」を平成26年6月初旬頃に送付いたします。

この健診・保健指導は5年を一期として実施しており、第二期実施計画期間の2年目となる今年度は、特定健康診査45%、特定保健指導15%の

4月1日に70歳を迎える方は、これまでの3割負担から1割負担になります。 ※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

・窓口負担の毎月の負担上限額も変わりません。

【国民健康保険法抜粋】

(療養の給付を受ける場合の一部負担金)

第42条 第36条第3項の規定により保険医療機関等について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、

一 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後にあって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3
二 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2
三 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の2
四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他政令で定める者に限る。)について政令の定めるところにより算定した所得額が政令で定める額以上であるとき 10分の3

当該給付につき第45条第2項又は第3項の規定により算定した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

また、当国保組合の人間ドック等契約施設では、特定健康診査の項目を含んで「人間ドック」や「健康診断」を受診することができ、さらにオプション検査であるがん検診についても一部負担金なしで利用することが出来ます。お手元に受診券が届きましたら、

実施率を目標としております。健診の実施については、住まい近くの医療機関で受診できます。

た、ご自身の健康状態を確認し、生活習慣を見直す機会として、年度(4月1日～翌年3月31日)に1回ぜひご受診ください。

詳しくは、これからお送りする「特定健康診査」受診のご案内をご覧ください。

※ 健診結果から、生活習慣の改善が必要な方には個別に特定保健指導のご案内をいたします。

職員人事

【昇格】

平成26年4月1日付
係長 志村 健太